

令和7年2月14日
市民局地域防災課

市政記者各位

株式会社ラウンドワンジャパンとの 災害時応援協定の締結について

1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

この度、株式会社ラウンドワンジャパンとの間で、「災害時における施設等の提供協力に関する協定」および「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、大規模災害発生時、以下のとおり対象施設において帰宅困難者等に対する支援が可能となります。

2 協定概要

■「災害時における施設等の提供協力に関する協定」

対象施設：ラウンドワン福岡天神店（中央区天神二丁目6番12号）

【主な内容】

- ・最大323名の帰宅困難者の一時受け入れ
（4階カラオケルーム、5～7階フロア等を活用）
- ・トイレ・水道水、食料等の提供 など

■「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」

対象施設：ラウンドワンスタジアム博多・半道橋店（博多区半道橋二丁目2番8号）

【主な内容】

- ・一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレの提供
- ・地図等による道路情報、通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等の提供

○協定の相手方

大阪市中央区難波五丁目1番60号なんばスカイオ23階
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長 川口 英嗣（かわぐち ひでつぐ）氏

○協定締結日

令和7年2月14日（金）

【問い合わせ先】

福岡市市民局 地域防災課 小川・杉谷
TEL：711-4156（内線1788）

災害時における施設等の提供協力に関する協定（株式会社ラウンドワンジャパン）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市中央区天神二丁目6番12号「ラウンドワン福岡天神店」）のうち次に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 4階カラオケルーム及び同フロア（約 614 m²）最大受け入れ人数 155名
 - （2） 5階から7階フロア（約 128 m²）最大受け入れ人数、各階 56名
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として1日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙が提供可能と判断した範囲で飲食物等を提供すること。
- (4) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (6) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (7) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなつたと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、飲食物等を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その

損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(連絡責任者)

第12条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

- 2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第13条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第15条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 2月 14日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪市中央区難波5丁目1番60号
なんばスカイオ23階
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長 川口 英嗣

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援をするために必要となる災害時帰宅支援ステーションの設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は次のとおりとする。

所在地 福岡市博多区半道橋二丁目2番8号

施設名 ラウンドワンスタジアム博多・半道橋店

（支援の内容）

第3条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は、施設での支援が可能と判断したときに支援を行うものとする。

- （1） 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 第2条に規定する乙の店舗は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(協定の破棄)

第8条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定の効力は協定締結後1年間とし、この期間中に甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 対象施設は賃貸物件であることから、乙が貸借している期間中に限り本協定書は効力を有するものとし、賃貸人と乙の賃貸借契約が終了した際、この協定を終了する。

3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の2者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 2月 14日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪市中央区難波5丁目1番60号
なんばスカイオ23階
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長 川口 英嗣